

明治期における公開行事の実施と学校教育の展開

橋本勝（静岡英和学院大学）

●問題設定

本報告では、明治後半期の日本における学校行事の歴史的研究を試みたい。学校行事の中から、学校教育の内容を公開する「教育展覧会」や「学会会」をとりあげ、これらの実施が、明治後半期の小学校に関する国家的な教育の動向とどのように関わったかを検討したいと考えている。

報告者は、2010年に本学会第62回大会において「明治期学校行事の『公開』的な側面に関する検討」というテーマの報告を行った。そこでは、理化学器械の実験、また生徒の作文・図画・習字などの学校教育に関わる内容を公開する学校行事には、一方では、近代的な学校教育の文化的な先進性や優越性を、地域住民に「見せる」ことにより、小学校を地域社会へ普及させたという面と、また一方では、児童と保護者をそうした行事に関わらせることにより「見られる」立場に立たせ、小学校の主体的な担い手にしていったという面があるのではないかと考えた。

今回の報告では、こうした学校行事の実施が、小学校に関する国による法令や政策とどう関わるのかを検討したいと考えている。

明治期における学校行事としては、試験の公開や国家祝祭儀式などもあり、これらには、直接的な法令や規則があり、その政策的な意図を読み取ることができるが、今回とり上げる教育展覧会や学会会には、そうした直接的な規定が存在していない。しかし、国家的な規定が無い学校行事だからこそ、教育展覧会や学会会の実施には、教育現場の当事者たちが、国家の教育法令や政策を、また、日々の教育現実をどう捉え、どう対応しようとしたのかが表出されているとも考えられるだろう。

そこで、本報告では、まず、明治19年4月に出された小学校令（第1次小学校令）、また、その明治23年の改正（第2次小学校令）、そして、明治33年（第3次小学校令）及び明治40年（第4次小学校令）の改正、というように小学校令の改正に即して、3つの時期を区分し、教育展覧会や学会会の実施が、国家的な小学校政策とどのように関わるのか

を検討し、教育現場の当事者たちが、国家的な教育法令・政策、日々の教育課題にどのように対応したのかに接近したい。

1.第1次小学校令期

小学校令は、森有礼が明治18年12月に初代文部大臣に就任した翌年4月に出された。これにより、父母後見人等が学齢児童に普通教育を受けさせる義務や、また、授業料や寄付金で運営される尋常小学校と高等小学校と、そして尋常小学校の代用として公費で運営する小学簡易科などが規定された。

第1次小学校令当時の明治10年代後半から20年代初頭にかけて、各地で教育展覧会が開催され始めている。その特徴としては、まず、郡などを単位とする複数の小学校が参加して開催されたケースが多い。そこでは、生徒の成績品、教具・教材、諸表簿などが出展され、優秀な作品を出展した生徒個人に対しては、審査の結果、1等2等の等差に即して褒賞を与え、学業を奨励しただけでなく、学校に対しても優劣を審査し、等差をつけ表彰し、競争的に学校を整備し、優れた学校を規範的なモデルとして公開しようとした。

この当時の小学校政策についてみると、文相の森有礼は、授業料の負担が困難な大多数の子弟のために、整備された学校を普及させるというより、むしろ、代用的な最低限の小学簡易科を普及させたいという構想を持っており、また、競争に関しては、生徒個人によるものについては否定的であった。

教育現場の当事者たちは、学校を整備については、理化学器械を購入するなどして学校を充実させようという動きが見られる。また、就学については、小学簡易科ではなく、高等小学校へとつながる正規の尋常小学校が、授業料を負担してまでも選択されている。この時期の教育展覧会は、内容を整備・充実させようとする学校や、授業料を負担でき、上昇志向をもつ保護者とその子弟の競争の場であった。これらの動きには、森文相ら教育政策者の意図との齟齬が指摘できる。

2.第2次小学校令期

明治23年10月7日改正の第2次小学校令では、第1条で、小学校の目的を「道德教育及国民教育ノ基礎」を授けることと明示し、また、その基礎となる教育勅語が同月30日に渙発され、翌年には小学校祝日大祭日儀式規程が出され、その後、天皇制儀式と結びつけられた教育展覧会も見られるようになった。

この時期の教育展覧会で注目したいのは、まず、個々の学校が実施するケースが出てきている点である。第2次小学校令では、第25条で、市町村による小学校の設置義務が規定されている。また、明治22年の市制・町村制によりスタートした新しい市町村には、自然村と行政村との葛藤も考えられる。こうした時期の教育展覧会の実施は、小学校設置義務の遂行と、新しい市町村の統合の具現化と考えることもできるのではないだろうか。

次に、教育展覧会が、学校が地域住民や家庭との関係をつくったという点にも注目したい。明治24年の小学校教則大綱の説明には、「家庭トノ気脉ヲ通スルノ方法ヲ設ケ相提携シテ児童教育ノ効ヲ奏センコト」とあり、また、当時の学校管理書には、学校と地域住民や保護者との関係づくりのために、教育展覧会等の学校行事を開催することを勧めるものが見られ、実際に、教育展覧会には多くの地域住民・保護者が参観したと報告されている。

そして、この時期の尋常小学校は、形態としては単級学校が多くを占めていたが、単級学校を維持していく工夫という面からも、教育展覧会を検討する必要があると考えている。

以上のように、この時期の教育展覧会は、新しい地域社会の統合や、そうした地域と学校との関係づくり、また学校と家庭との関係づくり、そして、単級学校の維持などを促進した側面があるのではないと思われる。

3.第3・4次小学校令と教育展覧会

明治33年8月に第3次小学校令が公布され、尋常小学校は、3年制が廃止され4年制に統一され、初めて義務教育が一つの課程となり、その授業料徴収は原則として廃止された。そして、別々に規定されていた教則、設備、学年・休日など諸細則が小学校令施行規則にまとめられ、統一的に示された。さらに、

明治36年の第3次小学校令の一部改正により教科書が国定化され、明治40年の第4次小学校令により尋常小学科修業年限が6年制化された。こうして、近代的な小学校教育は、制度的整備の面で一応の完成を見たといえるだろう。

明治30年代から明治期終盤にかけての教育展覧会は、父兄懇話会などとの結びつきが一層強くなるが、それ以外の特徴として、まず、明治20年代では「小学生徒成績品」、「小学校教員ノ意匠及制作品」と、だれの製作物かにより募集・出展されたが、明治30年代には、教授・訓練・管理・衛生といった学校教育の機能により分類・整理されている。

教育展覧会により、全県・郡にわたって教授・訓練・管理・衛生などの教育機能の視点が共有され、他の小学校、あるいは他の教師の実践事例の比較検討や活用が容易になり、制度的な整備された小学校教育は、機能や内容の水準も向上させた面もあると考えられる。

また、そのみならず、尋常小学校への就学率が90%を超える一方で、同一学年内での学力格差や劣等児の問題も生じてきたが、教育展覧会には、こうした当時における新しい教育課題に関する実践事例も出展されている。

そして、学力格差だけでなく、学校形態が多級学校に移行する中で、それまで単級学校を支えていた家族主義的な学級像が動揺したといわれているが、当時さかんになってきた学芸会の実践も、家族主義に代わる新しい学校・学級の統合イメージの創出に関わっているのではないかと考えている。

4.まとめと考察

教育展覧会や学級会などの公開行事が天皇制教育を地域社会に根付かせたとする先行研究がある。しかし、それだけでなく、こうした行事には、教育現場の当事者が、その時々教育法令・政策・課題をふまえ、小学校と地域の人々や保護者との関係を近づけ、小学校そのものを地域社会に根付かせ、また、その時々考え出された他の学校・教師の実践の相互的な学び合い、さらに、新しい課題・問題に対応しようとする活動が、集約的に表出された側面がある、と考えている。